

# 京 佛

新年号



京都府綾部市 安国寺 重文 木造釈迦如来及両脇侍坐像

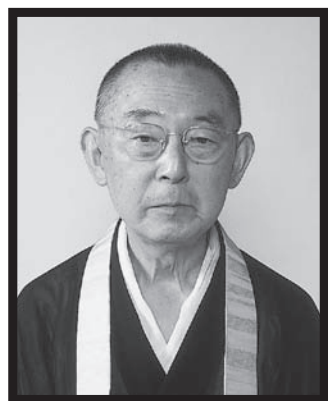
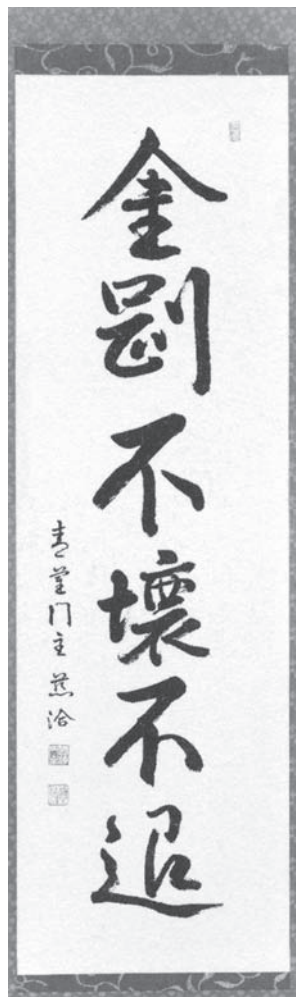
京 都 仏 教 会

特別展「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録10周年記念  
かみぼとけ

# 山の神仏

吉野・熊野・高野  
2014年4月8日—6月1日  
大阪市立美術館

主催—大阪市立美術館、毎日新聞社、MBS、紀伊山地三霊場会議  
お問合せ—大阪市総合コールセンター なにわコール 06-4301-7285 (年中無休・午前8時—午後9時)  
左から—重要文化財 蔵王権現立像 源慶作 鎌倉時代・嘉祿2年(1226) 奈良・如意輪寺、女神坐像 鎌倉時代 和歌山・三谷薬師堂、国宝 熊野速玉大神坐像 平安時代 和歌山・熊野速玉大社



京都仏教会会長  
 青蓮院門跡名譽門主  
 東伏見慈洽猊下が本年元旦に  
 遷化されました。百三歳。  
 昭和六十年四月より当会会長。  
 謹んで哀悼の意を表します。

会 長	東伏見慈洽	評議員	坂根孝慈	園部町仏教会会長	金森英明
理 事 長	有馬頼底	佐分宗順			
常務理事	宮城泰年	小松玄澄		京丹波町丹波仏教会会長	長澤智雄
理 事	荒木元悦	森 孝忍		福知山市仏教会会長	中川昭徳
理 事	大西真興	塩見明德		綾部市仏教会会長	梅垣周徹
理 事	安井攸爾	岡本龍雄			
理 事	森 泰長	横江桃国		加悦谷仏教会会長	宮垣光真
理 事	佐伯快勝	川村俊弘			
理 事	北園文英	吉田清順		大江町仏教会会長	車 浩眞
理 事	北川隆法	町田泰宣			
理 事	坂口博翁	田邊宗一		京丹波町和知仏教会会長	高柳秀文
理 事	掃部光昭	梶 妙壽			
理 事	澤 宗泰	田中惠厚		三和町仏教会会長	尺下順彦
理 事	山木康稔	戸田妙昭			
理 事	月沢泰信	砂原秀輝		舞鶴東仏教会会長	大道無礙
理 事	中村覚祐	谷内弘照			
理 事		長澤香静			



理事長報告

かぜさだまってはななおおち とりないてやまさらにゆうなり  
風定花猶落 鳥啼山更幽

臨濟宗相国寺派管長 有馬 頼 底  
理事長

新しい年となり、ご寺院各位に於かれましては、益々ご清栄の御事と存じ上げます。さて、皆様にはこの会報の巻頭でお知らせ申し上げます。たように、長年会長としてご尽力賜りました青蓮院門跡名譽門主東伏見慈洽院下が元旦に遷化されました。百三歳のご長寿でございました。私個人と致しましては古都税問題以来の長きに渡るお付き合いとなりました。京都府仏教会、京都市仏教会と分かれておりました当時、古都税問題が勃発しました。両仏教会の会長であった東伏見院下は信教の自由、政教分離の原則を守るため、この税の反対運動の先頭に立ちました。今こそ行政改革という言葉が私どもにも聞こえてまいります。その頃は足らなくなつたら他からという考え方でした。両仏教会が統合され昭和六十年に京都仏教会となるのですが、そこでも会長としておられることなく古都税問題と対峙され

ました。その姿勢を見ながらまさに「万里一條鉄」という人天眼目の句を思い出したものです。この方についてゆこうと思いましたが。こうした思いは後の景観問題にも通じ、今の京都仏教会の姿勢につながっているのです。私どもは東伏見院下の信念を後々まで貫ける仏教会をこれからも作ってゆかなければならないという強い思いでおります。さて、平成二十五年度はお花まつり各行事、こども花まつり、春秋彼岸焼骨灰法要、お盆の採燈大護摩供、師走の成道会等、例年の宗派を超えた仏教諸行事に加え、平成二十二年十月に発足させました「明日の京都・文化遺産プラットフォーム」も昨年十一月には世界遺産条約四十周年京都会議の中で、第二回となる「世界遺産対象寺院会議」や記念フォーラムの開催等本格的な活動を行いました。今後も立命館大学を事務局に種々の事業を行い、文化財の保存

と継承を行政と所有者のみならず大学や若者とともに地域連携をはかりながら、京都全体の文化的景観も考え取り組んで参ります。さらに伝統産業に携わる職人の若手育成の為のシステムについては京都府と構築し、神社庁とも協力しあい援助を行って参ります。オフシーズ対策としては冬の「花灯路」、夏の「京の七夕」を本年度もオール京都で積極的に行って参ります。加えて、「宗教都市京都を考える」シンポジウムは「医療と仏教」をテーマに本年も開催し、医療従事者と学者、僧侶、病院が連携し、京都から何が発信できるかをより具体的に考えて参る中で、今年度は「患者」「医療従事者」「患者の家族」へのアンケート調査を実施致します。一方で、宗教を取り巻く情勢も刻々と変化しつつあります。「経済センサス活動調査」への対応も京都府と連携し国

に対し宗教行為の存在を示すことができ、また国土交通省内の観光庁の調査内容についても寺院の宗教活動を損なう内容の部分が、指摘と修正を行いました。「宗教と政治検討委員会」「国家と宗教研究会」も宗教法人の設立認証の現状について文化庁に対し抗議文を持参し釈明を求めました。

離の原則を重んじ、各宗教とも情報交換を行い、各識者の方々ともより積極的に交流を行って参ります。 **風定花猶落 鳥啼山更幽** かぜさだまってはななおおち とりないてやまさらにゆうなり これはたいへん静かな山的情景を歌っています。しかし普通なら、花は風が吹くことによって落ちるものですが、山は鳥の声一つしないほうが静かでしょう。それが、風がピ

タツと吹きやみ、静まりかえっているところで、花が一輪音もなく落ちるといいます。しかも「なお落ちる」という、この「なお」という言葉が大切です。ものには時節因縁というものがあります。風が吹くから花が散る、たしかにそれもそうです。しかし、風が吹かなくとも花は落ちる。つまり機縁が熟したときに、花というものは落ちるのです。

ここに有名な麦積山があります。その名の通りに、麦を積み上げたような山の中腹には、北魏時代の素晴らしい大石仏があります。その麦積山へ行くには、曲がりくねった山道を車で行くのですが、麦積山へ到着するちょっと前に一つの岩壁があつて、その岩壁に文字が彫つてあります。その文字がまさにこの「鳥啼山更幽」なのです。私はそれを見て初めて自分が深い山へわけ入ってきたのだという実感が湧いてきて、感動したことを覚えています。おそらく中国の人達は、その句を彫り込むことによつて、これから麦積山へお参りしようとする人達への歓迎の意をあらわすうとしたのでしよう。私はその時、ああ中国の人達はなんと心にくいことをするものだと感動した記憶があります。



すなわち落ちるべくして落ちるのです。そして「鳥啼山更幽」山は実に静かです。全くひっそりとした深山は毛ほどの動きもない。しかしそこへ鳥が一声鋭く鳴く。その鳴き声によつて山の静けさが一瞬破られ、そして一瞬の後に再び山は静けさをとり戻す。鳥が一声鳴くことで、山の静けさが一層強調されています。中国に天水というところがあります。例の玄奘三蔵が、長安（今の西安）を出発して最初に立ち寄った場所です。

皆さまにはこの一年、どうか良い年でありませう切に願う次第でございます。 合 掌



弁護士・創価大学名誉教授

## 桐ヶ谷 章

「宗教法人の規則等の認証に関する  
審査基準(留意事項)」の問題点

—主として信教の自由の観点から—

## はじめに

現在、文部大臣が行う宗教法人法(以下、「法」という)に基づく規則、規則の変更、合併及び任意解散の各認証に関する審査にあたっては、「宗教法人の規則等の認証に関する審査基準(留意事項)」(平成九年二月五日。以下、「本件審査基準」という)が適用され、都道府県知事の上記事項に関する審査もこれに準じて行われている。

本件審査基準は、行政手続法(以下、「行手法」という)五条に基づく。同条によれば、行政庁は、「申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準」(同法二条として「審査基準」)を定めるとし、本件審査基準はこの規定に基づいて、文科省が定めたものである。

しかしながら、日本国憲法を貫く法の支配の原則、信教の自由・政教分離原則を基本理念とした宗教法人法の下で、本件審査基準は定め得るのか。以下において、主として信教の自由の観点からこの問題を検討してみたい。

## 一 信教の自由と宗教法人法

## 1 日本国憲法と信教の自由

信教の自由は、近代人権思想の展開において先駆的・中核的役割を果たした極めて重要な基本的人権であり、それを実質的に保障する国家の仕組みとして、国家と宗教を分離する政教分離の原則が確立されてきた。

大日本帝国憲法(以下、「明治憲法」という)二八条にも信教の自由が一応保障されたが、その規定の脆弱性のゆえに、明治憲法下においては、国家による宗教管理が可能と

なり、統制・弾圧が繰り返されてきた。その結果、他の精神的自由を初めとする基本的人権の保障の空洞化を招き、民主主義は破壊され、国家の独裁化に繋がっていったことは、記憶に新しい。

戦後、ポツダム宣言、人権指令、神道指令等を経て制定された日本国憲法において、この反省の上に立って、信教の自由を何の留保もなく無条件で保障すると共に(二〇条一項、二項前段)政教分離原則に関する詳細な規定を設けた(二〇条二項後段・三項、八九条)。その根底には、国家は宗教には関わるべきではない(国家の非宗教性・宗教的中立性)という基本的な理念が貫かれてる。

信教の自由の保障とは、宗教及びそれに関わる行為について、公権力による干渉・介入を受けないということであ

り、具体的内容は、①内心における信仰の自由、②宗教的行為の自由、③宗教的結社の自由を含むが、②については、二〇条の一項のほかは二

項で重ねて規定されていることに注目したい。宗教統制・弾圧が公権力による国民の宗教行為に対する干渉・介入から始まるという歴史的事実に対する反省として、個人の宗教的な行為に対して、国家等の公権力が関わることにつき、憲法はきわめて慎重に規定しているのである。

## 2 宗教団体と宗教法人

「宗教団体」を結成する自由は、宗教的結社の自由として、憲法二〇条のみならず二一条(結社の自由)によっても保障されている。この宗教的結社の自由は、単に宗教団体を結成する自由のみならず、宗教団体の自律権(宗教団体の教義・信仰・活動等について公権

力の関与・干渉・介入を受けない自由)も保障する。

これに対し、「宗教法人」は、宗教団体が宗教法人法により、一定の要件(法二条)を満たし法人となり(法四条)、権利能力を取得したものである(法一条一項)。

ここで、宗教団体が法人格を取得し法人となることも、宗教的結社の自由として保障されている。その帰結として、宗教法人になり難くするような国家行為は宗教的結社の自由の侵害となる。

## 3 宗教法人法の

## 立法目的・趣旨

宗教法人法の立法目的は、信教の自由・政教分離原則を基盤におきながら、宗教団体に法人格を与えることにより、その活動を円滑に行えるようにするという点にあるのであって(法一条一項)、宗教団体の宗教活動等に公権力が関与す

ることを目的としたものではない。これは、制定当時から今日に至るまで、一貫した定説ともいえる理念である。

## 4 宗教法人における

## 「聖」と「俗」

宗教法人の行う宗教上の活動は、宗教団体本来の活動であり、これを宗教法人の「宗教性―聖の面」ということができる。これに対し、宗教法人の行う財産管理など世俗上の活動は、宗教上の活動を支える活動ではあるが、「世俗性―俗の面」といえる。

前者は憲法の規定領域であり、憲法の保障するところであって、法の規制は及ばない。これに対し、後者は、法の規定領域であって、法の規制に馴染む。

法は、信教の自由・政教分離の原則を基本とし、法の規制が宗教団体の教義・信仰はもとよりその他の宗教活動な

ど、いわゆる「聖」の側面に対して極力及ばないように神経を注いでいる(法一条二項「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従って、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない」(基本原則)。八四条八五条、二五五五項、七八条の二第四項、八四条、一八条(六項参照)。

## 5 認証の意味

明治憲法下において、宗教団体法は「認可制」を採用し、宗教統制の具とされた。戦後暫定的に制定された宗教法人令は、「届出制」を採用したために宗教法人の濫立を促すという、一種の無統制状態を招いた。これらの弊害を踏まえ、信教の自由・政教分離原則の趣旨を十分配慮した制度

として、宗教法人法は、「認証制」を採用した。

ここで、「認証」とは、宗教法人の規則が法令に定める要件を備えているかどうかを審査し、備えているときにその適合性を公に確認する行為（正確には判断の表示）であり、もとより、宗教の正邪、新旧等の価値判断にわたることは決してしない。認証の効果は、認証をした所轄庁の意思によって決まるのではなく、専ら法律の定めるところによるのである（その点が、所轄庁の許可があつて初めて効果が発生する許認可制と異なる）。

そこで、認証に裁量の余地はあるのが問題となる。この点につき、認証は羈束行為であり、裁量は許されないとするのが通説である。「認可」とは異なる「認証」という独特の概念を採用したということ、信教の自由を保障する

ため行政庁の裁量の余地をなくすということが大きな理由であると考えられるので、極めて妥当な見解である。以上の基本的視点から、本件審査基準について、考えてみたい。

## 二 本件審査基準の問題点

### 1 本件審査基準を設ける

#### ことが許されるのか

日本国憲法を貫く理念は、「法の支配」の原則である。法の支配とは、国家権力の行使が適正な「法」に基づいてなされるべきという原則である。「法治主義」、「法による行政」等の理念とほぼ同義であつて、行政権の行使には、法の根拠が必要となる。

まず、本件審査基準の前文に「法の規定の外」とあり、既にこの基準自体が「法」の外にあることを自認している。そもそも法の支配の原則

から見て、本件審査基準のようなものを策定すること自体が許されるのかという大きな疑問がある。

次に、仮に行手法五条がその法的根拠であるとしても、同条は宗教法人法に適用されるのか。同条は、許認可等をするかどうかを判断するための基準とあるとおり、裁量を前提の規定である。これは先に見た性質を持つ認証になじむものではない。

このような問題点があることに加え、個々の基準について、次に述べるような問題点がある。

### 2 設立に係る規則の

#### 認証について

(1) まず、法一三条一項にいう「宗教団体であることを証する書類」として、「過去三年間程度の実績の一覧」の添付を求め写真等の証明資料による確認をすることとし

一の侵害（憲法二三条違反）のみならず信教の自由（信仰告白の自由）の侵害（憲法二〇条）にすらなる。

そもそも信者の数は宗教団体の性と無関係であり、信者数の多少を認証の判断材料にすることは、信教の自由の侵害のみならず平等原則（憲法一四條）にも違反する。

(2) 次に、宗教団体の実体について、ア・ウの三点にわたる事務運営、経理及び財産の状況等についての調査・確認をすることとしている(③)。アについて、三年ルールの法的根拠がないことに加え、「当該団体の組織、意思決定方法、財産の管理等に関する規約の添付」などは、法に規定されていない。

成文の規約がない団体は宗教法人になれないという趣旨であれば、それこそ信教の自由を侵害するものである。ま

た、法人になる以前の宗教団体の規約は、聖なる事項と俗なる事項が未分化の場合が多い。提出の義務付けは、聖なる事項に対する関与にも繋がる。この点からも信教の自由の侵害・政教分離原則違反となる。

イについても、設立の認証に際し、収支予算書及び収支計算書の添付を求めることや、三年ルールにつき何ら法的根拠はない。ウについても、財産目録の添付を求める法的根拠はない。また、「永続性」を審査するということの規定しているが、永続性が確保されなければ、法人格を取得できないということなのか。そうであれば、任意解散規定（法第六章。永続でない宗教法人の存在を前提）との整合性をどのように説明するのか。「永続性」の概念の曖昧性と相俟つて所

轄庁（行政権）の恣意的裁量を許しやすく、宗教結社の自由の侵害に繋がる。

(3) ④では、礼拝の施設の「公開性の確保」を検討することについて規定する。礼拝施設をいかなる態様で使用するかは、宗教活動に関わることであり、非公開を宗是とする宗教団体もあり得る。所轄庁が教義そのものに関与する虞があり、憲法二〇条に違反する。

(4) ⑤では、「法二条一号団体の実体については、被包括宗教団体との関係に関する実績をも調査すること」としている。

包括・被包括の関係は、被包括関係の設定（宗教法人法上は一種の契約）により成立するものであり、何らかの実績がないと二号法人にはなれないとする法的根拠はない。そのような過重な要件を課することは、宗教的結社の自由を制限するものであり、憲法二

(①)、信者及び宗教教師の存否について、その一覧の添付を求め確認すること、信者の数については、宗教団体としての実態の確認の観点から審査することを規定する(②)。

しかしながら、このような加重な要求は、法に規定されていない。①につき、三年間の実績として、宗教活動の内容に踏み込んで審査するとなれば、まさに聖なる領域に行政庁が深く踏み込むことになり、憲法違反が明白である。

②にしても、法は、信者や宗教教師の一覧の添付など規定していない。そもそも、信者名簿や宗教教師名簿は、事務所に備える名簿にすらなっていない（法二五条二項）。これを、設立に際し提出させる合理的根拠はない。

加えて、このようなことを行政機関が要求することは、信者や宗教教師のプライバシー

○条違反となる。

(5) ⑥では、「宗教活動以外の活動」についての調査と「主たる目的が宗教活動である」ことの確認を規定する。

宗教団体の「宗教活動」は、多岐にわたる。一般人の目からは非宗教的活動と見えるような活動であつても、当該宗教団体にとっては、重要な宗教活動であるというようなことは、珍しいことでない。宗教団体と所轄庁との見解が異なる場合も少なからずあり得よう。このような基準を設けることにより、所轄庁の宗教活動への関与の余地を残すことになるのは明白である。

(6) 本件審査基準1(3)では、「法令に違反し、公共の福祉を害する行為を行っていると疑われる場合には」布教方法、活動等に立ち入って調査する旨が規定されている。

そもそも、「疑いのある場

## 「医療と宗教を考える研究会」の 経過報告とその意義について

京都クオリア研究所取締役

長谷川 和子



「合」という概念そのものが、行政の恣意の働き易い概念である。

それはさておいて、「社会的に相当」(①)とか「反社会的」「公序良俗」(②)などという、一般条項的な概念の判断を所轄庁に委ね、布教法(①)や活動(②)についての調査を行わせることは、宗教団体のまさに聖の側面に、行政権が極めて恣意的に踏み込む糸口を与えることになり、決して許されるものではない。

③についても、「住民等との対立」という曖昧な概念を認証の前提に設定すること自体が問題であるが、仮に対立があつたとして、認証に影響を与える理由になるのか、はなはだ疑問である。とりわけ新しい宗教は、既成の常識とは相容れない要素があり得ることに鑑みるならば、既存の社会からの新宗教拒否の絶好

の口実になつてしまう虞があり、これに行政権が関わることは、信教の自由・政教分離原則に反する。

(7) 本件審査基準1の(4)では、法六条に規定する公益事業等に言及している。

しかしながら、宗教団体の「主たる目的」と「公益事業」の境界は微妙であり、①の内容を審査するということは、宗教活動に対する過度な介入となりかねない。②についても、公益事業以外の業務について、それが「主たる目的」を達成するための業務と矛盾するか、これに支障を生じさせるかの判断のためには、やはり宗教団体の活動内容にかなり深く立ち入って審査する必要がある。所轄庁のこれらの基準に基づく審査は、行政権の宗教活動に対する過度な介入になりかねない。

戦後復興から高度経済成長、そして世界第2位の経済大国へと急激な成長を遂げた日本は、今、物質的な豊かさを超え、精神的な満足やこころの安らぎを強く求める時代へと転換し、自然科学や医療さえも精神的な活動という観点から再考を求められています。そんな中、1200年の歴史の中で育まれた高い精神性と宗教観を持つこの京都から新しいパラダイムの転換を起したいと、私たちは京都仏教会とともに「宗教都市・京都」の見直しを図ることにしました。日本のこころのふるさとといわれる京都の使命でもありと考えたわけですが、

初年度の2010年度には、医療と宗教との接点を深め、医療が抱える社会的課題について「知足」をキーワードとした解決の方策を研究しよう」と「医療と宗教を考える研究

### 3 規則の変更の認証、合併 及び解散の認証について

紙面の関係もあるので、「疑い」の恣意性に注意する必要があるという点、及びこれらの基準についても今まで述べたことと同質の問題点を孕むとの指摘に留め、詳細については割愛する。

#### むしろにかえて

布教方法に社会的に不相当な方法を用いたり、暴力的行為、反社会的な活動、公序良俗に反する活動を行う宗教団体や住民と徒に対立するような宗教団体の出現を是認するものでもなければ、ましてや歓迎するものでもない。しかし、それはまずは宗教の側で自律的に行うべきことであつて、国家が事前チェックで排除すべきことではない。その上で、法に触れるような行為があつた場合には、個別・事

後的に対応し、司法の判断を仰げばよいことなのである。

国家がそのような宗教団体を事前に排斥したり、その他本件審査基準のようなものを定立して認証行為を自制(あえて言うならば懈怠)するといふようなことは、到底是認できない。それは、国家による宗教の選別になり、宗教の国家管理に繋がるからである。宗教が国家に管理された場合には、精神の自由を初めとする基本的な人権は侵害され、民主主義は崩壊し独裁国家が出現する。これは、国内外の歴史の教訓であり、とりわけわが国においては、一世紀にも満たないつい最近の出来事なのである。

一九九五年の宗教法人法の改正、今回の本件審査基準の策定は、その危険を孕んでいる。それゆえに、反対する次第である。

「会」を発足させました。研究会には宗教者や医療関係者の他、研究者や経済人らが参加し「生老病死」をテーマにしたシンポジウムを計3回開催しました。第1回のシンポジウムで東京大学の大井玄名名誉教授は、終末期医療に長年携わっている立場から「人は祈ることで神や仏に同化させることができる。超越的なものに繋がりたいと感じることは自然であり、そのためにも自然が繋がる宗教的な対象を見つけることが大事」と祈りや念仏の意義を強調しました。また独立型ホスピス薬師山病院の田辺親男理事長は、最期まで『その人らしく』生きることが大事とした上で「自分らしく幸福に死ぬためには、延命治療を望むのか否かなど、生き方同様に死に方も自分で決めることが重要」と指摘しました。

第2回「死と隣り合わせで生きる価値観」、第3回「京都発・知足の哲学」無縁社会と終末期医療を考える」で、全日本仏教会の戸松義晴事務局長は「医療従事者も宗教者も目の前にいる人の気持ちを受け止め寄り添うことが大切で、協働が重要」、圓通寺住職で京都仏教会理事の北園文英師も「最近の医者はコンピュータばかり見て患者の顔を見ない医師が増えた。医療の現場で患者さんと僧侶がキヤッチボールをすることにより患者の支えになりたい」と述べるなど、宗教者として「寄り添う」「聞くこと」の重要性を指摘する声が多数寄せられました。一方、東京大学公共政策大学院の樋口範夫教授は、がん告知や人工呼吸器の取り外しなどの法的な判断や倫理的な判断がせめぎ合う状況の中で、アメリカの事例

# 幸福の国ブータン訪問

京都仏教会 理事  
真言宗大覚寺派 覚勝院住職

坂口 博 翁



京都仏教会理事長、有馬頼底猊下を団長にブータン国を表敬訪問してまいりました。平成22年（2010）11月に国賓として来日されたブータンのジグミ・ケサル・ナムゲル・ワンチュク国王とジェツツン・ペマ王妃は、京都を訪問、そのおり世界遺産・金閣寺を参拝されました。その時、有馬頼底ご住職がご案内をされ、その返礼として訪問されることになったのです。

私は、表敬訪問団の一員として参加いたしました。世界一幸福な国と言われるブータン国です。興味津々で参加させていただきました。

ブータンとは山が多い、山国を意味するらしいです。私達はブータンと言っています。国内では「ドゥク・ユル」（龍の国）と言われています。バンコックからブータンに入る航空機は'Drukair'（ロイヤルブータンエアラインズ）と言います。ブータン国、西北の都市パロに国際空港が

あります。2000メートルの滑走路を持っています。着陸は曲芸飛行と思える山間地の空港です。

平成25年11月7日（木）午前5時、バンコック国際空港近くのホテルを出発し、ロイヤルブータンエアラインズの機中の人となり一路ブータンに向かいました。3時間のフライトで途中インド、アッサム洲のグアハティー村に立ち寄ります。グアハティー村を飛び立ちますと機窓から雪を頂いたヒマラヤの山群が飛び込んで来ます。

興奮状態でパロ国際空港にロイヤルブータンエアラインズは着陸しました。ブータン国外務省の高官が出迎えて来てくれました。今回の訪問に際してのブータン国との交渉は、横浜桐蔭大学教授でブータン王国政府の首相顧問をしておられるベマギャルポ氏が担当して下さいました。空港での歓迎式の後、3台のバスに分乗し、昼食をいた

たくレストランに向かいました。今回の訪問団は総勢60人です。ブータンの観光バスはマイクロバスのため3台に分乗します。レストランは先の第4代国王が戴冠式を挙行した建物だそうです。

ブータンの食事は唐辛子を用いるので全体に辛いのですがなかなか美味でした。我々の食事は、昼食も夜の歓迎レセプションもすべてバイキング方式で自由に自分の好みで頂戴出来ます。トリ、サカナのフライなど沢山の種類があり、必ずお米が付いていました。お米は、所謂長粒米で、ぱさぱさしていますが、さして気になりません。醤油味が少し恋しいです。ビールは地ビールで、日本のビールに近い味です。十分に頂戴し、満喫いたしました。

食料の自給率は100%と聞きます。昭和34年（1964）、西岡京治氏が海外技術協力事業団の農業技術者としてブータンに派遣されブータ

を引き「倫理委員会に宗教者が入っているのは一般的で、法律家やソーシャルワーカーも加わって余命の過ごし方を決める」と述べ、終末期医療における法の過剰な介入に対して警告しました。

これらのシンポジウムで同研究会座長を務める国立社会保障・人口問題研究所の西村周三所長は「死という問題は、普通の専門家ですら足りるころではない。宗教者に最期の時のこのころのケアをしてほしい」とした上で「京都はお寺がたくさんあるので、このお寺で終末期医療と関連付けながら地域社会の再生や人との繋がりをつくれなにか。」と語りかけました。また日本バプテスト連盟医療団の山岡義生理事長は「スピリチュアルなケアは新しいものではなく、本来宗教そのものがこころを癒す役割があった。京都の宗

教者と一緒にスピリチュアルケアの実験をしませんか。」と提案するなど、「死のプロセスにおける協働」の必要性が強調されました。

翌2011年度は、「知足」という価値観を経済学の視座から検討しました。シンポジウムでも、人々の消費行動がモノからこころの豊かさへと変わっている今、これまでの経済成長至上主義に代わる新しいモノサシとして、「知足」を個人レベルとしての考えだけでなく社会を変える価値にできないか、と活発な意見交換が繰り返されました。そして、改めて限りある人間の生命、生老病死を宗教と重ね合わせるにより、まず終末期をはじめとする医療分野で「知足」を拡げる活動を、この京都から始めることを確認、医療従事者と宗教者による作業部会をスタートさせま

した。

今、病院や施設で死を迎える人が9割近くに上っており、8割が在宅死だった1950年当時と全く逆転しました。医療の現場で最期まで「その人らしく」生きるため、患者は、家族は、そして医療関係者はどうしたらよいのか。作業部会では全ては現状を把握することからと、研究会のご意見番である曹洞宗総合研究センターの中野東禅師をはじめ、京都大学の塩田浩平副学長、バプテストの山岡理事長、そして龍谷大学の田中滋教授らとともにアンケートの作成に着手、今年1月には京都市内の3病院でパイロット調査を実施することになりました。

このアンケートでは、患者や家族が、病気に対してどのように取り組み受け入れたか、また「死」に対してどのよう

の関与についてどのように考えるか、一方医療関係者に対しては、患者や家族にどのように接し患者らの反応を受け止めたか、延命治療についてどのように考えるかなどの意識調査を行って、日本人の「治療をめぐる意識」を分析することにしています。患者や家族、医療関係者それぞれの貴重な声に耳を傾けることにより、これまでのような対症療法的な解決ではなく、終末期を「知足」の徳で飾る生き方やスピリチュアルなケアを導き出すことができるのではと思っています。これは患者や家族、医療現場だけでなく、地域コミュニティや各種機関等を巻き込んだ宗教の可能性を探ることもできます。そして、新たな人生観を持つて生きるという「宗教都市・京都」づくりの第1歩と確信しています。

ンの米作り政策に貢献された。国王より「ダシヨール(最高の人)」の称号を授与されています。平成4年(1992)に亡くなるまでブータンに留まり農業を指導されました。外国人としては初の国葬で葬られ、現在も「ブータン農業の父」として敬われています。その西岡京治氏が住まいました住居も拝見することができました。

私は、平成18年(2006)に国際交流基金の招きで来日したブータン国立博物館の館長プンツォック・タシ氏が大覚寺を訪問され、懇談する機会を頂戴しました。今回の訪問に国立博物館が含まれています。是非館長に執行長として再会したいとたずねましたところ、館長は残念ながらインドに出張中で会えませんでした。

到着した日の夜、長澤事務局長さんから電話が入りました。参加団員のSさんが亡くなったとのこと。いろいろ

な事が重なったようです。

翌朝、首都ティンプーに移動する日でしたが、有馬猯下と僧侶7人でSさんが入院されたパロの病院に向き、霊前に枕経を献じました。Sさんは有馬猯下とお親しい大分県日田市相親会の事務局長をしておられたそうです。

ブータンと日本とは死生観が違います。まずお墓がありません。火葬にしてお骨は粘土で作った陶器に混ぜ込み、小さな三角のまんじゅうにして自然に還すということです。故にSさんの棺を誂えることから始めねばなりません。ご遺体はそのまま日本に搬送されることになりました。感銘を受けたのは、ブータン国の首相がSさんの死に哀悼を寄せられ、最終日の国王表敬では、王宮内の寺院でSさんの追悼の法要を厳修し、国王自ら灯明を捧げSさんの冥福を祈られたことでもあります。

ブータン国の国民は敬虔な

仏教徒です。身を献じて幸福を得る。仏様に完全に委ねるのです。国王はSさんの死を嘆くのではなく、「Sさんはブータン国を巡礼の途中たずねられ、往生されました。これは仏様のお導きだ」と諭されたのです。

哀しみを乗り越えて一行はパロから首都ティンプーへ移動しました。パロ・ティンプーハイウェイ、山岳の溪谷を走ります。1時間半のバスの旅、首都ティンプーに到着しました。素晴らしい青空、乾燥した空気、朝は日本の真冬並みの寒さです。冬期は雨が降らないそうです。「3月まで雨が無いでしょう」とガイド君の説明でした。

ティンプーでの最大の行事は国王への謁見と首相への表敬訪問です。まず到着の日は国会議事堂見学と首相への表敬訪問を行いました。ブータンの国政も鎖国をしいていただけに複雑な経歴をたどりません。

現首相のツェリン・トブゲイ氏は、平成20年(2008)に導入された立憲君主制、議院内閣制で任命された初の民選首相です。

議会奥にある首相接見の間に有馬猯下と僧侶7人の代表が通されました。ジグメ・スタンレー首相自らの出迎えてした。京都仏教会からブータン国の歴史的建造物「ワンデユ・ポタン・ゾン」の焼失の見舞い金342万円を贈呈しました。また有馬猯下の書と共に、広島市民団体「被爆アオギリ里子運動」から委託された爆心地1.3キロで被爆したアオギリの種100粒を首相に手渡しました。

首相は素晴らしい日本からの贈り物に感謝を表し、日本とブータンの友好がより深まることを確信したと有馬猯下に述べました。

謁見の後、議会を見学しました。ブータンは政教一致です。議場は仏教寺院の光景です。仏様に囲まれています。

しかし、それは議会制民主主義を確立するまで多くの血が流された歴史を物語っていました。

会議場の正面で首相、議長を中心に団員全員で記念写真を撮りました。清々しい国会議事堂訪問と首相謁見でございました。

60人の団体の移動は人数が多すぎたので、2班に分かれ観光に出ました。私は私立の高等学校を訪問しました。1000人の生徒が通っている高校です。私達を歓迎し、校長の命で生徒全員が校庭に集合し、毎朝学校で修している「祈り」を厳修してくれました。全員で詠う祈りの歌、その心地よいメロディーと響きは素晴らしい礼拝でした。もちろんブータンは仏教国ですから讚仏歌でしょう。頭と助のハーモニーが絶妙です。学生達の敬虔な「祈り」にブータンの明るい将来が約束されているように感じました。

2日目のティンプー、冷え

込みは冬を感じます。今日の出発は10時、ティンプー市内が一望出来る高台の大仏を参拝しました。高さ25メートルほどの大仏です。まだ建設途中で大勢の人が働いています。中国の資本が入って来ているらしいです。ブータン国にとって中国とのつきあいは重要事項でしょう。ブータン北面の国境は完璧に中国領土に接しています。まだ国境が確定しておらず、なし崩しに浸食してきているとも言われています。インド、中国に挟まれた山国、国体を維持するのは難題であると思います。

15時、王宮に招かれ、ワンチュク国王に謁見を賜うことができました。王宮の中庭に60人全員が並び、お出ましを待ちました。

全員に言葉をかけられ、実に上品な英語で今回の我々の訪問を歓迎されました。有馬猯下から揮毫「無事」を、森田えり子画伯から絵画「桜」が奉納されました。

そしてSさんの死を悼み哀悼を述べられました。王宮内の寺院でブータンの僧侶と日本の僧侶でSさんの追悼法要を厳修しました。お齋にミルクティーとサフランライスを頂戴しました。国王と記念撮影の後、深い感動に浸り王宮を辞しました。

ブータンの根本施策は4つの指標で示されています。

(1) 伝統文化の維持  
独特の民族衣装を平常生活でも着用するように薦めています。

(2) 環境保護  
ブータンには貴重な動植物が現存しています。川の魚も、森の鳥も採取することを禁じられています。野良犬がやたらと多い。

(3) 良い政治  
政教一致政策。心に宗教を持つて、国民のためになる政治を行うことです。

(4) 経済発展の持続  
お腹が空いてはダメで

す。1985年には平均寿命が47歳でした。2013年現在66歳になっています。医療機関の充実、医師の増員が当面の課題です。

日本の昔の香りがするブータン国であります。物質では補えない豊かさがあります。それは何か、私はあらゆる物が同時に存在できている豊かさだと思いました。「六大無礙常瑜伽」という偈頌があります。物的な方面と心的な方面が同時に存在している、真言密教で教えられているあらゆる生きとし生けるものが同時に邪魔しないように存在していることです。ブータン国はこの姿を表しているのではないのでしょうか。

東の間のブータン滞在でありましたが強烈な印象と爽やかな心地を残してくれました。幸福の国ブータン訪問に思うことです。



東寺音舞台



事業・活動報告

平成二十五年一月一日〜平成二十五年十二月三十一日

\*は当会主催の行事・会合

平成二十五年度

一月 七日 西陣織工業組合新年総会出席 於 西陣織会館

一月 十二日 京の美食委員会 有馬頼底理事長出席 於 京都全日空ホテル

一月 二十三日 大阪仏教同友会新年総会出席 於 大阪リーガロイヤルホテル

\* 一月 二十四日 宗教と政治検討委員会開催 於 東急ホテル

一月 二十五日 京都府における宗教法人活性化推進会議出席 於 京都平安ホテル

一月 二十五日 京都中央葬祭業協同組合新年会出席 於 木乃婦

一月 二十九日 京都中央斎場のあり方検討委員会出席 於 京都市消費生活総合センター

一月 三十日 全日本仏教会理事會出席 於 東京・増上寺会館

一月 三十日 DNPミュージアムラボ第十回展覧会出席 於 大日本印刷DNP互反田ビル

\* 一月 三十一日 『京佛』新年号会報発送 於 仏教会事務所

二月 十三日 京都府宗教連盟常任委員会出席 於 立正佼成会京都普門館

二月 十四日 花灯路推進協議会幹事會出席 於 京都商工会議所

二月 二十一日 京都市観光協会企画委員会・部会合同会議出席 於 京都国際ホテル

三月 一日 京都市フィルム・オフィスアドバイザー会議出席 於 京都市役所

三月 七日 「情報通信でつなぐ祈りの場」列席 於 平等院内浄土院

三月 八日 京都・東山花灯路二〇一三オープニング出席 於 知恩院国宝三門

三月 十一日 岩手県庁・盛岡市へ有馬頼底理事長寄附金贈呈 於 岩手県庁・盛岡市役所

\* 三月 十三日 J R東海「醍醐寺に想いを寄せて」世界遺産対談開催 於 醍醐寺

\* 三月 十五日 春季彼岸焼骨灰供養法要開催 於 永観堂禅林寺

三月 十八日 京都市観光協会理事會出席 於 グランドプリンスホテル京都

三月 二十一日 「平成の正倉院」づくり事業の専門家会議出席 於 祇園祭山鉦連合会

三月 二十四日 京都市深草墓園春季慰霊式典列席 於 深草墓園

三月 二十五日 京都文化交流コンベンションヨーロッパ評議員會出席 於 京都商工会議所

三月 二十六日 京都市・新潟市 観光・文化交流宣言調印式出席 於 二条城香雲亭

三月 二十九日 古典の日推進委員会総会出席 於 京都プライベートホテル

四月 一日 ゴッホ展開会式出席 於 京都市美術館

四月 二日 「観世宗家展」開会式出席 於 相国寺承天閣美術館

四月 三日 妙顕寺伎楽大法要列席 於 妙顕寺・ウエスティン都ホテル京都

\* 四月 八日 おしゃかさまを讃える夕べ開催 於 ANAクラウンプラザホテル京都

四月 二十三日 京都府宗教連盟平成二十四年度常任委員会出席 於 立正佼成会京都普門館

四月 二十三日 京の七夕実行委員会幹事會出席 於 京都市役所

\* 四月 二十四日 こどもはなまつり開催 於 仏教保育園協会

四月 二十四日 全日本学生音楽コンクール受賞者奉納コンサート出席 於 泉涌寺

四月 二十六日 京都仏教幼稚園協会はなまつり園児大会出席 於 みやこめつせ

五月 十七日 教主護国寺砂原秀通長者米寿お祝いの会出席 於 東急ホテル

五月 二十一日 慈照寺開山忌列席 於 慈照寺

五月 二十二日 第六十三回社会を明るくする運動京都推進委員会出席 於 京都平安ホテル

\* 五月 二十二日 宗教と政治検討委員会開催 於 国際ホテル

五月 二十三日 京都市観光協会理事會出席 於 ハイアットトリージェンシー京都

五月 二十四日 京都府宗教連盟委員会(総会)出席 於 日本ナザレン教団上京教会

五月 二十七日 清水寺 国家安泰世界平和祈願献花祭列席 於 清水寺本堂

五月 二十七日 京都国際現代芸術祭組織委員会設立総会出席 於 ウエスティン都ホテル京都

五月 二十八日 日田西山妙音弁財天法要列席 於 日田市

五月 二十九日 全日本仏教会理事會出席 於 東京・明照会館

六月 六日 京都花灯路推進協議会幹事會出席 於 京都商工会議所

六月 十日 京都市観光協会平成二十五年年度定時総会・理事會出席 於 ANAクラウンプラザホテル京都

六月 十一日 大阪仏教同友会出席 於 清水寺・あと村

\* 六月 十四日 第八十八回理事會開催 於 京都仏教会会議室

六月 十八日 京都文化交流コンベンションヨーロッパ評議員會出席 於 京都商工会議所

六月 十八日 国際仏教興隆協会設立五十周年・印度山日本寺開山四十周年記念式典列席 於 知恩院

\* 六月 二十日 平成二十五年度理事・評議員合同会議開催 於 承天閣美術館

六月 二十一日 「明日の京都文化遺産プラットフォーム」理事會出席 於 立命館朱雀キャンパス

六月 二十九日 知床三堂法要列席 於 知床

七月 十九日 京都府における宗教法人活性化推進会議出席 於 京都市役所

七月 十九日 京の七夕実行委員会・幹事會出席 於 京都市役所

七月 二十日 第十二回国家と宗教研究会開催 於 承天閣美術館

七月 二十二日 ヒバクシャ展日本外国特派員協会記者会見出席 於 東京・外国人記者クラブ

\* 七月 二十三日 医療と仏教(宗教)考える会開催 於 御所雲月

七月 二十七日 第六十三回法隆寺夏季大学出席 於 法隆寺

七月 二十七日 京都中央葬祭業協同組合創立四十周年記念式典出席 於 ホテルグランヴィア京都

\* 七月 二十九日 参勤僧会議開催 於 南禅寺順正

七月 三十一日 三千院門跡小堀光桂門主本葬参列 於 三千院門跡

八月 三日 京の七夕開会式出席 於 二条城東大手門前

八月 六日 ヒバクシャ展開会式出席 於 承天閣美術館

\* 八月 十六日 たなばた願文お焚き上げ・盂蘭盆会採燈大護摩供法要 於 清水寺南苑

\* 八月 二十九日 『京佛』夏季号会報発送 於 京都仏教会事務所

八月 二十九日 宗教法人関係者南部地域人権問題研修會出席 於 京都府立総合社会福祉会館

九月 五日 文化財を守り伝える京都府基金補助事業会議出席 於 京都市役所

九月 六日 J R委員会出席 於 京都東急ホテル

九月 六日 京都観光宣伝協議会総会出席 於 京都東急ホテル

九月 十一日 宗教法人関係者北部地域人権問題研修會出席 於 みやつ歴史の館中央公民館

九月 十四日 京都市深草墓園秋季慰霊祭列席 於 深草墓園

\* 九月 十四日 東寺音舞台開催 於 東寺

九月 十七日 中宮寺門跡写真出版祝賀會出席 於 リーガロイヤルホテル京都

九月 十九日 京都府宗教連盟常任委員会出席 於 立正佼成会京都普門館

九月 十九日 近畿宗教連盟常任理事會出席 於 立正佼成会京都普門館

\* 九月 二十七日 秋季彼岸焼骨灰供養法要開催 於 永観堂禅林寺

九月 二十八日 宗教と科学技術懇話會出席 於 東寺

九月 二十九日 建仁寺「桑」フォーラム出席 於 建仁寺

十月 一日 京都検定施行十周年記念式典出席 於 八坂神社

十月 九日 相国寺方丈修復落慶法要列席 於 相国寺

十月 九日 承天閣美術館三十周年記念・円山応挙展開会式出席 於 承天閣美術館

十月 十日 仏教クラブ創立五十周年記念「平和を祈る音楽法要」出席 於 京都コンサートホール

十月 十五日 京都市自治記念式典出席 於 京都コンサートホール

十月 十六日 全日本仏教徒会議和歌山・高野山大会出席 於 京都コンサートホール

十月 二十日 明日の京都文化遺産プラットフォーム第三回フォーラム出席 於 高野山大学黎明館

十月 二十一日 相国寺開山毎歳忌法要列席 於 立命館大学朱雀キャンパス

十一月 一日 全日本仏教会 Inter Faith 日本実行委員会出席 於 相国寺法堂

十一月 五日 プータン訪問 於 立正佼成会京都普門館

十一月 十三日 仁和寺立部祐道門跡晋山式列席 於 プータン王国

十一月 十三日 京都・花灯路推進協議会幹事會出席 於 仁和寺金堂

十一月 十五日 京の七夕実行委員会幹事會出席 於 京都商工会議所

十一月 十八日 宗教法人関係者人権問題研修會出席 於 京都市役所

十一月 十八日 大阪府仏教徒大会 有馬頼底理事長講演 於 京都府立総合社会福祉会館

十一月 十九日 全日本仏教会理事會出席 於 ホテル日航大阪

十一月 二十二日 近畿宗教連盟奈良総会出席 於 浄土宗事務庁講堂

\* 十二月 二日 参勤僧会議開催 於 薬師寺

\* 十二月 五日 成道会・永年勤続表彰開催 於 御所雲月

\* 十二月 十一日 第十三回国家と宗教研究会開催 於 承天閣美術館

十二月 十四日 京都・嵐山花灯路開会式出席 於 嵐山中之島公園

十二月 十八日 文化財人材確保のための有識者会議記念式典出席 於 京都国際ホテル

十二月 十九日 光の音符JICA草の根技術協力事業終了報告會出席 於 京都文化博物館

諸 会 議

◆ 京都府における宗教法人活性化推進会議

〔七月十九日〕

京都府における宗教法人活性化推進会議が京都府庁文化環境部会議室において開催された。

この会議は所轄庁が不活動宗教法人の実態を把握することを主な目的としているが、その不活動の定義も難しいし、行政が宗教法人の活動に介入することも問題がある。このような事案はむしろ宗派、本山等宗教側が自らの範囲において行うものであり、宗教活動の布教活性化はそれぞれの宗教自体の存在が問われることに等しいことを私どもも理解すべきである。同会議は最終年度の三年目に入り、京都府は「百余」あるとされる不活動法人のほぼ半数の調査を終え、六件がリストから抹消された。(府所轄の宗教法人数は二十三年十二月末現在で五千六百十二)

当会からは、宗教と政治検討委員会より洗建氏、荒木元悦常務理事が出席した。

◆ 京の七夕実行委員会幹事会

〔七月十九日〕

京の七夕実行委員会が京都市役所にて開催され、「平成二十五

年度事業計画等」について審議された。  
当会からは荒木元悦常務理事が出席した。

◆ 第十二回国家と宗教研究会

〔七月二十日〕

国家と宗教研究会を承天閣美術館にて開催した。

平野武氏(龍谷大前教授)が「宗教法人の認証の厳格化」をテーマに講演。国の宗教政策の「積極的政策化」が信教の自由の縮減につながる危険性を指摘した。出席者からは「設立認証の厳しさこそ宗教法人が売買の対象とされる理由であり、行政の言う厳格化は宗教法人法からの脱法化だ」などの厳しい批判が相次いだ。また「宗教法人法の厳格な順守と言う意味での厳格化こそ必要だ」との主張を提起した。



◆ 医療と仏教(宗教)を考える会

〔七月二十三日〕

医療と仏教(宗教)懇談会を御所雲月にて開催した。数々の研究小冊子発行やシンポジウムの開催等を年々行ってきたが、今年度はいよいよ「患者」「患者の家族」「医療関係者」の三様のアンケート調査を実施する。パイロット調査として京都バプテスト病院、民医連の二病院が候補にあげられた。

この日は、三様のアンケート調査の内容について田中滋龍谷大大学教授(社会学)より説明があり、出席者による最終検討会が行われた。

◆ 参勤僧会議

〔七月二十九日〕

現在参勤従事各宗派僧侶も充実し、斎場の勤行に日々精励いただいている。この日は南禅寺順正にて、お盆期間の参勤体制が話し合われ、その後懇親会が行われた。

◆ 宗教法人関係者南部地域・北部地域  
人権問題研修会

〔八月二十九日・九月十一日〕

京都府と京都府宗教連盟共催による平成二十五年度宗教法人関

係者人権問題研修会が八月二十九日、京都府立総合社会福祉会館(南部会場)、九月十一日にはみやび歴史の館中央公民館(北部地域)にて開催された。  
「いじめについて」と題し、宗教学者の山折哲雄氏が講演を行い、南部、北部会場ともに宗教関係者や檀信徒らが多数参加し、熱心に聞き入った。  
引き続き、メールやインターネットなど様々な機能を持つ携帯電話が大人を含めたケータイ依存までも作り出し、それを子どもが持つことがどういう環境に置くことを意味するのか。この現実に向き合って行けばいいのか。インターネット上の差別的な書き込みなど、今なお差別意識が残る「同和問題」についても取り上げた作品「声を聞かせて」が上映された。  
当会からは、荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長らが出席した。

◆ 文化財を守り伝える京都府基金等事業費  
補助金事務局調整会議

〔九月五日〕

京都府は、文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金調整会議を京都府庁にて開催した。

「平成二十四年度文化財を守り伝える京都府基金の取り組みについて」「平成二十五年度文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金案について」報告、審議され、歴史的建造物など有形文化財の保存・修理事業に九箇所、地震・火災等から有形文化財を守る事業に七箇所、文化財保護のこころを育む事業に三件が候補

● 仏教会報告 ●

として挙げられた。今後は、文化財所有者等と細部調整が行われる。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

◆ JR委員会

〔九月六日〕

(社)京都市観光協会によるJR委員会が京都東急ホテル京都にて開催された。

「平成二十四年度事業報告並びに決算報告」「平成二十五年度事業計画案並びに予算案」について協議され、承認された。

当会からは、吉田清順評議員が出席した。

◆ 京都観光宣伝協議会総会

〔九月六日〕

(社)京都市観光協会・JR委員会および京都観光宣伝協議会の総会が京都東急ホテルにて開催された。

「平成二十四年度事業報告・収支報告並びに監査報告」について、「平成二十五年度事業計画案・収支予算案」について審議された。

当会からは、吉田清順評議員が出席した。

◆ 京都府宗教連盟常任委員会・近畿宗教連盟常任理事会

〔九月十九日〕

京都府宗教連盟常任委員会が立正佼成会京都普門館にて開催された。

平和祈念の黙祷後、議案事項として、「平成二十五年度近畿宗教連盟第六十五回奈良総会開催要項」「Inter Faith 駅伝」について審議され承認された。

続いて、近畿宗教連盟常任理事会が開催された。議案事項として「奈良総会開催要項案」「平成二十五年度近畿宗教連盟奈良総会議案書案」について審議された。



● 仏教会報告 ●

◆ 宗教と科学技術懇話会

〔九月二十八日〕

当会からは、荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長が出席した。

立命館大学理工学部が主催し、宗教と科学技術懇話会が東寺にて開催された。特別拝観の後、砂原秀遍祝下の講話、続いて、頼富本宏師(実相寺住職)による基調講演会が開催された。また、坂根政男氏、宮野尚哉氏(立命館大学理工学部教授)、兵藤友博氏(立命館大学経営学部教授)がパネリスト、津田雅也氏(立命館大学招聘教授)がファシリテータとして、パネルディスカッションが行われた。

東寺からは砂原総務部長、当会からは長澤香静事務局長が出席した。

◆ 全日本仏教徒会議 和歌山・高野山大会

〔十月十六日・十七日〕

全日本仏教会は、第四十二回「全日本仏教徒会議」和歌山・高野山大会を「宗教と環境」をテーマに十六、十七の両日、高野山大学黎明館にて開催した。

参加宗派による合同法会や基調講演、シンポジウム、記念式典

などが行われ、「自然との共生」を指すとの大会宣言を採択して閉会した。高野山での開催は第一回の会議以来、六十年ぶり。今回は平成二十七年に松山市で開催される。当会からは吉田清順評議員が出席した。

◆ 全日本仏教会Inter Faith日本実行委員会会議

〔十一月一日〕

Inter Faith日本実行委員会は二月十六日開催の京都マラソン二〇一四に併設されるInter Faith駅伝開催に向け、第一回会議を立正佼成会普門館にて開催した。宗教間交流を目指したマラソン大会であり、宗教間の争いが絶えないヨーロッパが発祥とされる。日本開催は初めてで、開催地として京都が選ばれた。全日本仏教会が事務局となり海外からの宗教者の出走者のアテンドや歓迎会を行う。京都府宗教連盟は後援する。

当会からは長澤香静事務局長が出席した。

◆ 花灯路推進協議会幹事会

〔十一月十三日〕

第二回幹事会が京都商工会議所にて開催された。

## ● 仏教会報告 ●

## ◆ 京の七夕実行委員会幹事会

〔十一月十五日〕

京の七夕実行委員会幹事会が京都市役所にて開催された。議題として、「平成二十五年度事業報告」「京の七夕絵はがき短冊売上等の寄付」「来年度の開催日程」について意見交換が行われた。

当会からは、荒木元悦常務理事が出席した。

「主要業務発注状況」「照明器具等貸出状況」について報告され、続いて「京都・嵐山花灯路二〇一三事業計画案」「嵐山花灯路全体指揮・責任体制及び通信連絡体制案」「嵐山花灯路オーブニングイベント案」について協議された。

当会からは荒木元悦常務理事が出席した。

## ◆ 大阪府仏教徒大会

〔十一月十八日〕

第四十八回大阪府仏教徒大会がホテル日航大阪にて開催された。

はじめに、東日本大震災物故者三回追悼並びに復興祈願法要、大阪府仏教会会員物故者追悼法要が営まれ、続いて、「別に工夫なし」と題し有馬頼底理事長による講演会が行われた。

当会からは、長澤香静事務局長が随行した。

組」について活動報告が行われた。

続いて、映画「ほんとの空」も上映された。

当会からは、荒木元悦常務理事が出席した。

## ◆ 宗教法人関係者人権問題研修会

〔十一月十八日〕

京都府、京都府宗教連盟と同和問題に取り組む京都府宗教者連絡会議（京都同宗連）共催による平成二十五年度宗教法人関係者人権問題研修会が京都府立総合社会福祉会館にて開催された。

「部落差別の現況と今後の課題」と題し、西島藤彦氏（部落解放同盟京都府連合会委員長）による講演、また、平野哲央氏（真言宗智山派同和推進本部事務局長）による「真言宗智山派の取

## ◆ 全日本仏教会理事会

〔十一月十九日〕

第五回理事会が京都・浄土宗宗務庁にて開催された。

議案事項として、「平成二十六年事業計画大綱について賛同を求める件」「平成二十六年度予算大綱について賛同を求める件」について協議され、続いて、大蔵経テキストデータベース運営支援の現況報告、各部の報告がなされた。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

## ◆ 第六十五回近畿宗教連盟奈良総会

〔十一月二十一日〕

昭和二十三年の創立以来、近畿の各宗教団体で組織されている近畿宗教連盟は、第六十五回近畿宗教連盟奈良総会を奈良・葉師寺にて開催した。

葉師寺・東塔水煙降臨展を団体で拝観以後、白鳳伽藍、玄奘三蔵伽藍を自由拝観した後、まほろば会館にて総会が始まり、「平成二十四年度事業報告・決算報告及び会計監査報告」「平成二十五年度事業計画及び予算」「平成二十五年度本部役員選出」について審議され承認された。また、東日本大震災遺児教育基金への募金等について事務局より報告された。

終了後、「日本人の心の復興」と題し、村上太胤師（法相宗務長、葉師寺副住職）による記念講話が行われた。続いて懇親会も盛大に催された。

当会からは、荒木元悦常務理事、吉田清順評議員、長澤香静事務局長が出席した。

## ◆ 第十三回国家と宗教研究会

〔十二月十一日〕

国家と宗教研究会を承天閣美術館にて開催した。

この研究会では、第一回は宗教団体に関する憲法原則について考え、第二回は宗教法人設立の認証の状況と官による裁量権について、第三回は愛知県曹洞宗福厳寺の課税実例について、第四回は宗教法人認証に際して文化庁が所轄に出した通達分の内容を検証した。昨年の第五回は、全国的に



展開されている宗教法人に対する課税庁の動向について具体的事例も含め検証し、加えて、同志社大学 田中治教授（税法学）が

「宗教法人と税制―課税がないことの法的意味―」について論じ

ました。前回は龍谷大学平野武前教授が発表者となり「宗教法人

の認証の厳格化について」述べ、合わせて昨年十一月十九日に当

会が文化庁に持参した求釈明及び抗議書についても言及した。今

回は創価大学桐ヶ谷名誉教授が発表者となり、文化庁が各都道府

県に出した「宗教法人の規則等の認証に関する審査基準」（留意

事項）についての憲法学の観点から論じた。

## ● 仏教会報告 ●

## ◆ 参勤僧会議

〔十二月二日〕

現在、参勤従事の各宗派僧侶も充実し、斎場の動行に日々精励いただいている。この日は、この一年間の反省と参勤体制のあり方について及び年末年始体制について話し合いが行われた。その後忘年会が行われ懇親を深めた。

行事

◆世界ヒバクシャ展  
日本外国特派員協会記者会見

〔七月二十二日〕

ヒバクシャ展の開催を前に東京外国人記者クラブに於いて日本外国特派員協会記者会見が行われた。

有馬頼底理事長は、「世界ヒバクシャ展の京都開催の経緯や、仏教には「誓願」という言葉があり、苦悩にある人を救うという教えがある。外国の記者方がそのことをご認識され、自国にて報道して下さることで、二度とこのような惨事は繰り返してはならぬ、と世界中の人々が、認識していただければ幸いです。」と話をした。

◆第六十三回法隆寺夏季大学

〔七月二十七日〕

法隆寺において七月二十六日から四日間夏季大学が開催された。法隆寺は聖徳太子の理想に基づく「一仏大乘」の聖地にして、日本仏教の源流でもあり「法隆学問寺」と称されることから、

◆三千院門跡門主本葬

〔七月三十一日〕

長年、三千院門跡の門主として尽力された小堀光桂大僧正が遷化され、この日、本葬が執り行われた。当会では三千院音舞台でも多大なるご協力を得、また地元大原の発展にも貢献された。当日は荒木元悦常務理事、長澤事務局長が列席した。

◆京の七夕開会式

〔八月三日〕

「一年に一度願い事をする」という七夕にちなんで「願い」をテーマに京都の新たな夏の風物詩「京の七夕」が十二日まで十日間、開催された。

四回目を迎えた今夏も、堀川・鴨川の川辺を幻想的な光が灯された。二条城前から元誓願寺通りまでライトアップし、参加者がLED（発光ダイオード）を埋め込んだ光るボール（いのり星）を堀川に放流し「光の天の川」を演出。五条から二条にかけての鴨川沿いでは納涼床七夕大笹飾りや鴨川左岸の川面と護岸に幻想的な映像を投影。伝統産業品とLEDを組み合わせた大規模な光の演出や友禅流しの実演等が実施された。竹と光のアート作品、京友禅工房の体験、和装振興企画等開催され、十日間で七十四万

多数の一般市民の参加もあり毎年夏季に開催され今回で六十三回目となる。

今回、浄土宗西山禅林寺派管長・総本山永観堂禅林寺中西玄禮法主が「日本仏教の三本柱」と題し第四講を務めた。会場は溢れる人々で満堂となり、熱心にメモをとる姿が多く見られた。

◆京都中央葬祭業協同組合創立四十周年  
記念式典

〔七月二十七日〕

京都中央葬祭業協同組合は創立四十周年を迎え記念式典をホテルグランヴィア京都にて行った。

全日本葬祭業協同組合連合会顧問弁護士の小川治彦氏が「会員制度の解約手数料問題」を、続いて、清水寺貫主森清範氏が「祈り」と題し記念講演を行った。

出席した有馬頼底理事長は、「培われたこの四十年は、今後さらに発展し、多くの人々の心の安寧に寄与することと確信しています。」と祝辞を述べた。

京都中央葬祭業協同組合は、多くの本山が集中する京都で全国の葬祭業の中心となって活動しており、当会とは永きにわたり、春秋彼岸の焼骨灰供養法要を共催で執り行っている。

人の来場者を迎え盛況となった。

期間中、清水寺をはじめ高台寺・圓徳院・六道珍皇寺・清明神社・貴船神社・石清水八幡宮・八坂神社の各寺社において特別拝観等行われた。



◆ヒバクシャ展開会式

〔八月六日〕

相国寺山内承天閣美術館にて「世界ヒバクシャ展」が開催された。

六人の日本人写真家が撮影した、広島や長崎をはじめ世界各地で被爆した姿を伝える写真、東京電力福島第一原発事故後の写真等約七十点を展示。敗戦から七十年の二〇一五年まで世界各地で催し、世界の人々の核被害への関心を高め、核のない世界を目指す

● 仏教会報告 ●

● 仏教会報告 ●

### ● 仏教会報告 ●

#### ◆ 東寺音舞台

〔九月十四日〕

二十六回を迎える「音舞台」は現在、当会及び毎日放送主催、大和証券グループの協賛、日本航空の協力を頂きシリーズ化された。

今では古都における文化的価値のある催しとして広く知られるところとなった。

本年は、東寺で開催され、金堂前に特設ステージを設けた。

#### ◆ 中宮寺門跡写真出版祝賀会

〔九月十七日〕

ロシア出身、傑出した才能を持つソプラノ歌手エヴァ・マリ。多彩な歌声と幅広い音域と類まれな才能をもち今後の活躍が多方面から注目されている若手アーティスト。五年ぶりに活動を再開し、のびやかな歌声と歌唱力で聞くものを魅了し続けている歌手、華原朋美。二〇〇八年二月、日本人として初めて、アメリカ・ロスアンジェルスで奇跡の子と称される伝説のパフォーマンスを披露し、黒人教会二二〇年の歴史を変えたと賞賛を受けた福原美穂。クラシックはもちろんロックやポップス、ジャズ、日本の民謡に至るまで、様々なジャンルを自在に操る、実力派ヴォーカルグループ、ル・ヴェルヴェッツ。一人一人がソリストの個性派揃いのプロの合奏団、京都フィルハーモニー室内合奏団。尺八、トルコやギリシャの民族楽器、竹マリンバ、二十弦箏の伝統楽器と、シンセサイザーの融合を基調としたインストゥルメンタル・パフォーマンス・ユニット、夢幻華紋。年齢・性別・国籍、すべてを超越した独自の音楽世界を持つ寺尾仁志 with human more。

鮮やかにライトアップされた五大堂と金堂を背景に美しい音色が響き渡り「東洋と西洋の出会い」が美しく繰り広げられ幻想的な空間に満席の観客らは酔いしれた。

### ● 仏教会報告 ●

ヒバクシャ展は九月八日に終了し、十月末からは韓国と台湾へ招かれ、写真の展示をした。当日、オープニング会場に参列した門川京都市長は「宗教学都市京都から平和を発信する有意義な展覧会であり多くの人が訪れてほしい」と挨拶した。



#### ◆ たなばた願文お焚き上げ・孟蘭盆会採燈大護摩供法要

〔八月十六日〕

京都府神社庁と京都仏教会による「たなばた願文お焚き上げ」が清水寺南苑にて執り行われた。

聖護院門跡宮城泰年門主を導師に、吉田神社三木善則宮司を齋王に、神職と修験者が出仕し、全国から寄せられた短冊（たなばた願文）のうち約五千枚が盛大に焚き上げられ、今日の夏空にそれぞれの思いが託された。

続いて、本年度で第二十五回を迎えた恒例の当会主催孟蘭盆会採燈大護摩供法要が営まれた。

本年も福祉施設で作成された護摩木約二万本に皆様の願いが書かれ、お盆送り火のこの日に供養された。

願いを書いた護摩木を自らの手で火中に投じた参拝者らは、それぞれの思いを込めて熱心に手を合わせていた。その列は次から次へと切れることなくいつまでも続いた。



● 仏教会報告 ●

ご入寺され五十年をお迎えになられた中宮寺門跡日野西光尊殿下が、ご入寺より色々の出来事の写真を纏めになり、写真集「法燈を守り続けて、写真で綴る入寺五十年のあゆみ」を出版され、祝賀会がリーガロイヤルホテル京都にて行われた。奈良、京都から多くの方々が集まられ、昔話に話がつきず和やかな会となった。

当会からは、有馬頼底理事長、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 秋季彼岸

焼骨灰

供養法要

〔九月二十七日〕

秋彼岸にあたり浄土宗西山禅林寺派総本山・永観堂禅林寺本堂において京都仏教会、京都中央葬祭業協同組合の共催による恒例の秋彼岸供養法要が営まれた。  
浄土宗西山禅林寺 派久我儼昭宗務総長



◆ 京都検定施行十周年記念式典・シンポジウム

〔十月一日〕

京都商工会議所は、今年京都検定十周年を迎えるにあたり今後の発展へ向けて記念式典ならびにシンポジウムを八坂神社常盤殿にて開催された。

パネリストに市田ひろみ氏、羽田美智子氏（女優）、平林幸子氏（京都中央信用金庫専務理事）、丸尾真哉氏（JT B西日本常務取締役）。コーディネーターに山尾純也氏（らくたび代表取締役）を迎え「京都あるき・その魅力くおもてなし向上のために」をテーマに京都の街で出会う奥深い魅力の一端に触れながら、「京のおもてなし」と京都検定の役割について語った。  
当会からは、吉田清順評議員が出席した。

◆ 相国寺方丈落慶法要

〔十月九日〕

臨済宗相国寺派大本山相国寺は方丈保存修復落慶法要を有馬頼底管長の導師のもと営まれた。相国寺以外の京都五山の方丈は他寺からの移転等に対し相国寺は本山方丈として建立されたものとして最古。一八〇七年の上棟で本格的修理は初めてとなる。方丈内には伊藤若冲が書いた動植綵絵のコロナイプ複製三〇幅が釈迦三尊三幅対と共に掛けられ江戸時代の観音懺法の荘厳を再現し

の法話の後、浄土宗西山禅林寺派管長中西玄禮下導師のもと山内ご出仕により彼岸供養法要が厳修された。

雲一つない青空でやさしい日差しの中約千五百人もの参拝者を迎え、御影堂に溢れるほどの列は庭まで長く続き、この半年間にお亡くなりになられた故人をしのぶ焼香の列は長く続いた。

◆ 建仁寺「桑」フォーラム

〔九月二十九日〕

NPO法人京都マルベリー協会が大本山建仁寺において桑の魅力を京都から発信しようと「桑」マルベリーフォーラムを開催した。

「喫茶養生記」でお茶同様桑の効用などを伝えた建仁寺栄西禅師の遺徳を顕彰しようと今年で九回目。

建仁寺派庶務部長浅野全雄師が「喫茶養生記」に書かれた桑の効用や食し方をユーモアも交えて紹介した。西陣織工業組合理事長渡邊隆夫氏、前京都市長榊本頼兼氏が桑について講演、その後日本舞踊の奉納と参加した二百名は養生記に記載されている桑がゆの作り方や食べ方等熱心に聞き入った。

当会からは、荒木元悦常務理事・長澤香静事務局長が出席した。

た。

当会からは長澤香静事務局長が列席した。

◆ 承天閣美術館三十周年記念・円山応挙展開会式

〔十月九日〕

三十周年を迎えた相国寺承天閣美術館の記念展「円山応挙展―相国寺・金閣寺・銀閣寺所蔵」の開会式が行われた。

承天閣美術館は昭和五十九年開館。相国寺、金閣寺・銀閣寺や他の塔頭に伝わる美術品を受託し、保存、展示公開してきた。記念展は承天閣美術館が所有する円山応挙と円山四条派の作品を展示され期日は十二月十五日まで。十二月二十一日からは障壁画を中心に展示され期日は平成二十六年三月二十三日まで。

◆ 仏教クラブ創立五十周年記念 平和を祈る音楽法要

〔十月十日〕

京都を中心とする宗派を超えた僧侶の親睦団体、仏教クラブの

● 仏教会報告 ●



### ● 仏教会報告 ●

「ぜひブータンへお越し下さい」とのお言葉がありご答札の意を込め、今回の訪問となった。

まず、テインプーの首相府を訪れ、首相を敬し、昨年六月に火災で焼失したワンデユ・ポダン・ゾンという寺院への見舞金三百四十二万円を手渡し、市民団体「被爆アオギリ里子運動関西事務所」より託された被爆アオギリの種子、福島で国王と会った高校生が書いた国王宛の手紙二通も添えた。

翌日、国王の執務室がある中央行政庁舎でブータン仏教の総本山でもあるタンチョ・ゾンで国王と謁見、仏教副法主のドルジ大僧正とも会見した。国王へ有馬頼底理事長より墨蹟を、日本画家の森田りえこ氏より桜の絵を献上し、大僧正には清水寺より、福島県陸前高田市で被災した木で



◆ 成道会・永年勤続住職表彰  
 「十一月五日」

お釈迦さまのお悟りになられた遺徳を偲び、当会主催による成道会が総本山泉涌寺にて厳修された。

泉涌寺上村貞郎長老御導師、御一山僧侶の出仕、当会役員随喜のもと舍利殿にて厳かに法要が営まれた。

続いて永年勤続五十年住職表彰の知事表彰、三十年会長表彰が行われ、京都府山内修一副知事よりそれぞれに賞状と記念品が授

◆ 仁和寺晋山式  
 「十一月十三日」

真言宗御室派総本山仁和寺にて立部祐道・第五十世門跡の晋山式が執り行われた。国宝の金堂で営まれた法要には歴代門跡をはじめ各界からの来賓が参列。立部門跡は、宝前に晋山啓白文を奉読し、世界遺産でもある仁和寺の降昌、発展に精進することを誓った。

当会からは、長澤香静事務局長が参列した。

### ● 仏教会報告 ●

創立五十年を記念し「平和を祈る音楽法要」が京都コンサートホールで開催された。

会長の清水寺森清範貫主が導師のもと法要が営まれ、世界平和や東日本大震災の被災地復興を祈った。その後、さだまさし氏によるチャリティーコンサートが行われた。

当会からは、徳久恵里事務職員が出席した。

◆ 明日の京都文化遺産プラットフォーム  
 第三回フォーラム

「十月二十日」

明日の京都文化遺産プラットフォーム第三回フォーラムが立命館大学朱雀キャンパスホールにて開催された。

藤舎名生氏による横笛演奏が行われ、続いて、コーディネーターに松浦晃一郎氏（会長・前ユネスコ事務局長）、パネリストに山折哲雄氏（宗教学者）、門川大作氏（京都市長）、森本幸裕氏（京都学園大学バイオ研究学部教授）を迎え「京の景観について考える」と題しパネルディスカッションが行われた。

京都は平成十九年九月、歴史都市の優れた景観を守り、未来へと引き継いでいくため、建物の高さやデザイン、屋外広告物の規則等を全面的に見直した「新景観政策」を実施し、取り組んでいる。来年は「古都京都の文化財」が世界文化遺産に登録されて二十年目の節目の年でもあり、それらをふまえ、人類共通の財産で

ある世界遺産をはじめとする京都の文化財や伝統文化について自然を生かした先人の知恵や現代の法律などを取り上げ、未来に引き継ぐ景観について語り合った。

当会からは、北園文英理事、長澤香静事務局長が出席した。



◆ ブータン王国訪問  
 「十一月五日」

平成二十三年十一月十九日の早朝、鹿苑寺金閣へブータン王国からワンチュク国王とジェツン・ペマ王妃がお越しになった折、国王より



### ● 仏教会報告 ●

#### ◆ 文化材用材確保の為に有識者会議 記念シンポジウム

〔十二月十八日〕

文化遺産を未来につなぐ森づくりの為に有識者会議は、文化材を育てよう五周年記念のシンポジウムを開催した。

第一部では、「社寺建築、その技あれこれ」と題し鳥羽瀬公二氏（堂官大工）による講演。続いて、「社寺建築、今むかし」と題し内田祥哉氏（東京大学名誉教授）と伊藤延男氏（工学博士）による対談が行われた。

第二部では、二〇〇年後の為に「文化材の修理用材」となる木

嵯峨・嵐山地域の自然、水辺、竹林や歴史的文化遺産、景観などをいかし、日本情緒豊かな陰影のあるLED電球を使用した約二千五百基の露地行灯の「灯り」とポリウム感のあるいけばな作品の「花」で、「思わず歩きたくなる路」を演出。  
今年も、昨年の九月の台風一八号で浸水した中之島公園で開幕式を行い、全国から寄せられた多くの声援に対し地元の小中学生、中学生による、作文や和太鼓演奏を感謝の気持ちを含めて披露した。期間中各種催しが開催され、また、周辺社寺においても夜の特別拝観も行われた。  
午後五時から午後八時三十分の間点灯され、期間中一一〇万二千人の観光客らが初冬の夕暮れ散策を楽しんだ。

#### ◆ 光の音符 JICA 草の根技術協力事業報告

〔十二月十九日〕

「光の音符」代表の西村ゆり子氏は、二〇〇四年十月よりインド・ムンバイ市のスラムにおいて貧困やハンセン病等の病気のため学校教育の機会を得られない子ども達のための識字教育の場所である「光の音符」を運営している。二〇一一年一月よりインド・ムンバイ市のスラムで継続してきた「JICA（国際協力機構）草の根技術協力事業」として子供達に音楽やダンスを教え、心身の自立向上の手助けと音楽指導者育成が十二月で終了し、その報告会と記念コンサートが行われた。  
当会からは、長澤香静事務局長が出席した。



### ● 仏教会報告 ●

与された。  
表彰式の後には本坊客殿にて祝宴が営まれ、表彰者を代表して五十年表彰の渡邊敏彦師から「五十年前と世の中が変わってきておりますが仏教の教え、釈迦の教えを伝えていかねばと最近思う次第でございます。支えて下さった方々に感謝です。」と謝辞が述べられた。  
尚、表彰を受けられた方々は次のとおり。



- 永年勤続住職知事表彰者（五十年）  
渡邊敏彦師 佛南寺 臨済宗妙心寺派
- 永年勤続住職会長表彰者（三十年）  
都筑玄恒師 龍華院 天台宗  
荒田忠雄師 正福寺 浄土宗西山禅林寺派  
佐伯恵覚師 極楽寺 浄土宗西山禅林寺派  
越後義昭師 長橋寺 臨済宗妙心寺派  
山本順暁師 磯観音寺 真言宗泉涌寺派  
仙石泰山師 萬寿院 黄檗宗  
刀根信僮師 紫雲院 黄檗宗  
平塚景堂師 養源院 臨済宗相国寺派

#### ◆ 京都・嵐山花灯路開幕式

〔十二月十四日〕

この日から十二月二十三日までの十日間、嵯峨・嵐山界隈で「京都・嵐山花灯路」が開催された。

この「嵐山花灯路」は京都の活性化と観光振興に寄与するため二十一世紀の新たな風物詩としての「京都・花灯路」をと、京都府、京都市、京都商工会議所、京都文化交流コンベンションビューロー、京都市観光協会、京都仏教会などが企画して京都花灯路推進協議会を結成、すでに定評となった「東山花灯路」に続く事業で今年で九年目。

- 桑村信慶師 法光寺 顕本法華宗
- 大道無礙師 東光寺 臨済宗東福寺派
- 岩佐寛海師 梅巖寺 臨済宗妙心寺派
- 中嶋暁道師 高源寺 曹洞宗
- 河口研仁師 無量寺 臨済宗妙心寺派
- 一常玄裕師 養泉寺 臨済宗南禅寺派



心和むひととき……

名物ゆどうふ

南 禅 寺

心 順

左京区南禅寺門前 TEL (075) 761-2311  
FAX (075) 751-8812

清水順正おかべ家  
清水寺門前……TEL (075) 541-7111  
祇園円山かがり火  
円山公園駐車場前…TEL (075) 541-0002

### お墓の事ならなんなりと

一般建設業の許可：京都府知事 許可（般-23）第38917号



石のカウンセラー  
株式会社 石 都

みやこ

遠近を問わず  
お伺い致します  
(見積り無料)

ヨクソ ヨイイシ  
☎ (075) 491-4114(代) FAX (075) 491-2426

京都市北区小山北玄以町24番地（上賀茂橋西詰バス停前）

京念珠® 各宗珠数 各種玉類 製造卸

弊店は珠数製造卸業です。小売は行って居りません。

京都・中珠数屋町  
株式会社 神 戸 珠 数 店

〒600-8153 京都市下京区正面通烏丸東入  
電 話 (075) 371-3929(代)  
F A X (075) 371-3930  
定休日 日曜・祝祭日・第二第四土曜

北尾石材  
URL: www.good-stone.com  
大原店/八瀬店/市原野店/京北店  
TEL 075-781-9523 FAX 075-781-0510  
〒608-8225 京都市左京区東大路百萬遍上る東側

## 税理士法人 古都

〒600-8431  
京都市下京区綾小路通室町西入る  
善長寺町139番地AMI四条烏丸ビル405号  
TEL・FAX: 075 (352) 7778  
E-mail: nakamasa@bridge.ocn.ne.jp

精進料理

上 幸

〒604-8503 京都市中京区大宮通り錦上ル  
電 話 (075) 821-3872  
(075) 821-3837

### 東日本大震災の被災地へ引き続き募金支援のご協力お願い

銀行名：京都中央信用金庫  
支店名：丸太町支店  
種 別：普通貯金  
口座番号：0405536  
口座名：京都仏教会災害救援基金 理事長 有馬頼底

発行日 平成二十六年一月三十日  
発行所 京都仏教会  
〒602-0898 京都市上京区今出川通  
烏丸東入相國寺門前町  
六八四一  
電 話 (〇七五) 二三一六九七五  
F A X (〇七五) 二三一六九七六  
印刷所 (株) 精巧社

### 開 運 曆

檀信徒配布等にご利用下さい。

1部 価格85円  
(郵送いたします)

申し込みは

京都仏教会  
TEL 075-223-6975

### 寺院会費

当会もおかげさまでますます仏教諸行事、文化福祉、研究活動等順調にかつ積極的に推移してきております。これもひとえにご寺院各位のご理解ご協力の賜物と存じます。今後はますます京都が宗教都市として発展しつづけるために、布教・広宣を行い、また多様化する現代社会の情報提供や宗教学法に関する諸問題につきましてもお役に立てるようはかつて参りたいと存じます。つきましては通信費の一部として平成二十五年年度分の会費を同封の郵便振替にてご納入の程、よろしくお願い申し上げます。

### 賛助会費

各界一般会員のみなさまにおかれましてはご健勝のことと存じます。平素は何かと本会の活動に対し、ご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。おかげをもちまして賛助会員につきましては年々増え続けておりました有り難いことと存じます。当会も各界のみなさまとともにこの歴史と伝統のある京都において様々に交流や文化事業を通じ、よりよい京都に発展すべく努力して参りたいと存じます。当会の会報を年二回お送り申し上げますことや諸行事のご案内をみなさまとの情報交換の場とし、今後も活動をしてゆきたいと存じます。各位におかれましては、なにとぞこの趣旨にご賛助賜り平成二十五年年度分の賛助会費のご納入をよろしくお願い申し上げます。なおご納入は同封の郵便振替にてよろしくお願い申し上げます。

京石塔 石工事 石工記 念碑

**寅** 株式会社 **石 寅**®

石工事・土木工事・造園工事（京都府知事認可）

本 店（〒616-8376）京都市右京区嵯峨天竜寺瀬戸川町1-10  
電話（075）881-1481 番 FAX（075）881-1480 番

新丸太町店（〒616-8305）京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町33-2  
電話（075）882-2124 番 FAX（075）882-2128 番

丹波営業所（〒622-0211）京都府船井郡丹波町上野中野31-1  
電話（0771）82-2681 番 FAX（0771）82-2751 番

京丹波店（〒622-0213）京都府船井郡丹波町須知天神18-1  
電話（0771）89-1481 番 FAX（0771）89-1480 番

石寅ホームページ URL:<http://www.ishitora.co.jp/>

授与品・記念品・その他一式

**井筒授与品店**

フリーダイヤル TEL 0120-075-820  
フリーダイヤル FAX 0120-075-890

〒601-8348  
京都市南区吉祥院観音堂町23番地  
E-Mail:[izutsu5@iz2.co.jp](mailto:izutsu5@iz2.co.jp)



永年の信用・まごころのご奉仕

葬祭センター

**公益社**

本社・京都市中京区烏丸通三条下ル ☎075(221)4000  
フリーダイヤル ☎0120-00-4200  
<http://www.koekisha-kyoto.com>

葬儀式場

北プライトホール（堀川紫明）京都市北区紫明通堀川東入 ☎075(414)0420  
中央プライトホール（五条大和路）京都市東山区五条通大和路 ☎075(551)5555  
南プライトホール（堀川八条）京都市南区堀川通八条下西側 ☎075(662)0042  
西プライトホール（五条西大路）京都市右京区五条通西大路西入南側 ☎075(322)0042  
烏丸プライトホール（因幡薬師）京都市下京区烏丸高辻南入東入 ☎075(351)7724  
宇治プライトホール（宇治横島）宇治市横島町（京都文教大学前） ☎0774(20)0042  
滋賀プライトホール（大津）大津朝日が丘1丁目 ☎077(523)0042

文化財修理・保存／文化財調査／絵画・墨蹟・一般表具一式  
宗紋襖紙・御殿引手 発売元

こう えつ あん

京表具 **浩悦庵**

〒602-8025 京都市上京区衣棚通丸太町上る今菜屋町 318 番地  
Tel.075-254-6021/Fax.075-254-6022 <http://www.koetsuan.com>

葬 儀

—— 人生の終り、もうひとつの門出を美しく ——

**玉泉院**  
株式会社 セレマ

もよりの営業所へご連絡ください。（24時間営業）  
寝台自動車のご用命も承ります。

京都営業所 ☎(075)682-4444  
宇治営業所 ☎(0774)32-4242  
向日営業所 ☎(075)921-4444  
大津営業所 ☎(077)524-4444  
亀岡営業所 ☎(0771)22-0042

■ 初期火災予防対策

火災対策は万全でしょうか？

文化庁は全国の主な重要文化財の防火状況に関する初の緊急調査を行うことを決めました。相次ぐ歴史的文化財の火災を受けた対応です。弊社では、初期火災予防対策として、ファイヤーレターデント防燃水の噴霧難燃処理を承っております。一般住宅から神社、仏閣までさまざまな既設建物への難燃処理剤として50万平米超の使用実績を有しております。



■ 借地管理

借地管理でお困りではありませんか？

弊社では、顧問弁護士 橋口 玲（京都仏教会様顧問弁護士）他、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引主任者などの専門スタッフを揃え、円滑な借地運営のお手伝いをさせて頂いております。現在、管理実績は、700戸超です。

\*相談、資料請求は無料ですので、お気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社 **玄武管財** TEL 075-411-1214 FAX 075-411-1241  
京都市上京区相国寺門前町6 4 7 番地1 E-mail:[info@kyoto-genbu.co.jp](mailto:info@kyoto-genbu.co.jp) <http://www.kyoto-genbu.co.jp/>

経済産業大臣認可／全日本葬祭業協同組合連合会加盟  
京都中央葬祭業協同組合員名簿  
<http://www.kyosokyoku.jp/>



信頼と安心の  
全葬連 葬祭サービスガイドライン  
●事前相談 ●サービス内容の説明 ●明瞭価格 ●アフターサービス  
京葬協は、葬祭サービスガイドラインを遵守いたします

会 社	代 表 者	電 話	所 在 地	会 社	代 表 者	電 話	所 在 地
㈱ まる い ち	小 林 静 男	075-441-6254	上京区千本上立売通作庵町518	㈱ 山 長	山 田 一	075-861-1422	右京区太秦西峰岡町1
浅 井 厚 生 社	浅 井 宣 壹	075-811-3821	中京区旧二条通千本西入ル	㈱ ア シ ス	岡 本 研 三	075-932-4242	向日市寺戸町西中瀬3
(南) 京 都 日 葬	九 谷 田 満 雄	075-811-4242	中京区西ノ京塚本町13-11	㈱ 乙 訓	菜 島 康 男	075-952-1520	長岡京市奥海印寺東山15-7
花 安	吉 村 和	075-463-7276	中京区西ノ京御輿岡町20	(南) 城 陽 葬 祭 杉 村	杉 村 等	0774-52-2140	城陽市久世南垣内116
㈱ 公 益 社	松 井 昭 憲	075-221-4000	中京区烏丸六角上饅頭屋町608	㈱ 宇 治 葬 祭 篤 辰	木 村 登 志 雄	0774-31-8072	宇治市五ヶ庄芝の東53
㈱ 京 都 セ レ モ ニ ー	松 井 昭 憲	075-221-8400	中京区烏丸六角上饅頭屋町608	山城葬祭㈱現丸屋	小 川 保 善	0774-82-2064	綴喜郡井手町井手柏原83-2
京 都 儀 啓 社	綾 見 勝	075-371-6269	下京区西新屋敷中堂寺町68-2	花 福	福 田 善 文	0774-82-2016	綴喜郡井手町井手宮ノ本89
北 上 葬 儀 社	北 上 禮 子	075-561-8542	東山区本町五条上金屋町552	(南) 花 杉	山 下 博 司	0774-62-0445	京田辺市田辺針ヶ池1-1
㈱ 公 益 サ ー ビ ス セ ン タ ー	松 井 信 五	075-551-3422	東山区清閑寺山ノ内町46-2	(南) 阪 口	阪 口 仁	0774-76-2146	木津川市加茂町西1-5-3
篤 政	滝 口 泰 彦	075-691-0826	南区竹田街道大石橋上ル西側	平 城 公 益 ㈱	西 川 弘 人	0774-72-5709	木津川市相楽鳥井7-1
洛 王 セ レ モ ニ ー ㈱	北 村 昌 夫	075-933-4242	南区久世高田町35-3	㈱ 松 本 仏 具 店	松 本 光 雄	0771-22-0279	亀岡市安町86
あ め 直	阪 邊 賀 津 子	075-611-0400	伏見区京町六丁目54-1	(南) い ち た に	一 谷 和 弘	0771-62-4949	南丹市園部町小山東町水無38
あ す 華 葬 祭	児 嶋 彦 任	075-621-4279	伏見区深草大亀谷古御香町150-8	㈱ セ レ モ ニ ー ま つ だ	松 田 政 一	0772-46-2264	与謝郡与謝野町宇弓木956
㈱ の じ り 葬 儀 店	野 尻 智 美	075-611-4211	伏見区京町南七丁目45-1	お の え ㈱	尾 上 康 則	0772-42-5555	与謝郡与謝野町算所229-1
篤 友	野 口 勇	075-631-2113	伏見区淀下津町105-1	(南) 向 井 葬 祭	向 井 文 男	0772-72-2002	京丹後市網野町網野3156

最近のお葬式はどのように行われているか、また、費用はいくら位かかるか！ など、お葬式の内容を知りたい方は、上記の各店へ電話でお問い合わせ下さい。



世界の歴史都市、  
京都の中央に位置し、  
世界文化遺産「二条城」の前に佇む  
ANA クラウンプラザホテル京都。

**ANAクラウンプラザホテル京都**  
〒604-0055 京都市中京区堀川通二条城前  
Tel 075-231-1155  
www.anacpkyoto.com

ANA  
CROWNE PLAZA  
KYOTO



福井藩邸跡に建ち、二条城の正面に  
位置する最高のロケーション。  
ホテル敷地内には風雅な日本庭園があり、  
やすらぎとくつろぎを満たしてくれます。

**京都国際ホテル**  
〒604-8502 京都市中京区堀川通二条城前  
Tel.075-222-1111(代) Fax.075-231-9381



京都洛北 四季の彩りと静寂にまつまれて  
グランドプリンスホテル京都

洛北の豊かな自然の中で  
ごゆっくりと京情緒をお楽しみください。

Grand Prince Hotel  
Kyoto **グランドプリンスホテル京都**

〒606-8505 京都府京都市左京区宝ヶ池 TEL:075-712-1111

でかける人を、ほほえむ人へ。西武グループ

筆・墨・硯・紙・簡易表装・短冊  
色紙・中国製筆・墨・硯・紙

株式会社 **松 栞 園**


〒600-8075  
京都市下京区柳馬場通仏光寺下ル  
電話 (075) 351-6380(代表)  
FAX (075) 361-8006

社寺建築設計施工

**伸和建設株式会社**

代表取締役 北尾行弘

〒615 京都市右京区西院上花田町21  
-0007 (西大路三条西入ル南側)  
電話 075-311-0054 (代表)  
FAX 075-322-0152



伝統の心を映した  
古都のやすらぎ

ご予約・お問い合わせは  
◆東急ホテルズ予約センター◆  
東京予約センター Tel.(03)3462-0109  
札幌予約センター Tel.(011)533-1090  
名古屋予約センター Tel.(052)202-1090  
大阪予約センター Tel.(06)6314-1090  
福岡予約センター Tel.(092)262-1099

ご宿泊や、おくつろぎのひとつに  
また、会合などさまざまなお集まりに、  
お気軽にご利用ください。

**京都 東急ホテル**  
〒600-8519 京都市下京区堀川通五条下ル(西本願寺北側)  
Tel: 075-341-2411 Fax: 075-341-2488  
www.kyoto-h.tokyuhotels.co.jp



いつも新しい感動を

**京都ブライトンホテル**

京都ブライトンホテルは京都御所の西、閑静な住宅街にあります  
ここは、かつて千利休や樂長次郎が行き交ったであろう文化の中心地  
この場所にふさわしく、新しい文化発信基地となるよう  
よりよい商品とサービスを提供し続けてまいります

〒602-8071 京都市上京区新町通中立売(御所西)  
Tel.075-441-4411(代) Fax.075-431-2360  
http://www.brightonhotels.co.jp/kyoto

京表具

表具全般 古書画修復

**前田秀畹堂**

〒604-8121  
京都市中京区柳馬場通錦小路上ル  
TEL.FAX. 075 (221) 5754

文化財建造物修復・社寺建築設計施工

**木澤工務店**

代表取締役社長 木澤善之  
代表取締役会長 木澤源平 専務取締役 木澤善和

本社 京都市左京区浄土寺真如町111番地-1  
TEL (075) 751-0628(代) FAX (075) 752-9430  
営業所・工場 滋賀県愛知郡愛荘町中宿173番地  
TEL (0749) 42-2859(代) FAX (0749) 42-5727



**一 枝**

営業時間 / (都合により変更する場合があります)  
**11:30~22:00**  
お問合せ/  
**075-722-3405**

Produced by おののや本舗